

別表第5（第8条関係）

返納を免除する場合	免除する局被服
天災その他避けることのできない事由により返納できないと職員課長が認定した場合	貸与期間中の当該局被服
死亡又は法定伝染病若しくは他人に感染のおそれのある疾病により退職した場合	貸与期間中の局被服
勤続25年以上で退職又は転勤した場合	
勤続20年以上で大阪市職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）又は水道局早期退職制度実施要綱（昭和59年3月31日局長決。以下「要綱」という。）の規定により退職した場合	
勤続10年以上25年未満で退職又は転勤した場合	貸与開始から貸与期間の2分の1を経過した貸与期間中の局被服
勤続20年未満で条例又は要綱の規定により退職した場合	